

青森県報

第三十三号

令和元年
七月十九日
(金曜日)

目次

告示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉課) ……一
- 肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……一
- 右 同……………(下北地域) ……二

告 示

青森県告示第二百七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	------	-----	---------	----

公 告

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により令和元年六月二十六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和元年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三八一號	肥料の種類 混合堆肥 複合肥料	肥料の名 称 パワー溪 流	保証成分量 (パーセント) りん酸全量 二一・〇 内く溶性りん酸 一六・五 加里全量 一三・五 内く溶性加里 一・〇 内水溶性加里 五・〇 く溶性苦土 四・五	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木並木 二一七一の一
----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	----------------------------------------------------------------------

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

〇三五〇〇 一三三	令和 元・七・八	社会福祉 法人つく し会	西津軽郡 鰺ケ沢町 須田八七 一の今	特別養護 老人ホー ムつくし 荘	西津軽郡 鰺ケ沢町 須田八七 一の今	令和 元・八・一	介護老人 福祉施設
--------------	-------------	--------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------	--------------

令和元年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 西浦水道建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 小川洋一郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目七の三八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一七八)第五七一九号
- 五 取消年月日 令和元年六月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 江電通工業
- 二 氏名 宮本和夫
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町二丁目一三の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第六〇〇一八八号
- 五 取消年月日 令和元年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭